

# 令和6年度札幌市のSDGs・ゼロカーボンの達成に向けた情報発信 及び相談窓口の設置運営等業務に係る企画競争評価基準

## 1 本書の目的

本書は、「令和6年度札幌市のSDGs・ゼロカーボンの達成に向けた情報発信及び相談窓口の設置運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る公募型企画競争における契約候補者を選定するための評価基準及びその他必要な事項について定めるものである。

## 2 審査・評価の実施主体

本業務に係る企画提案書の審査・評価は、本市が設置する「令和6年度札幌市のSDGs・ゼロカーボンの達成に向けた情報発信及び相談窓口の設置運営等業務に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において行う。

## 3 審査方法

委員は、「令和6年度札幌市のSDGs・ゼロカーボンの達成に向けた情報発信及び相談窓口の設置運営等業務提案説明書」、「令和6年度札幌市のSDGs・ゼロカーボンの達成に向けた情報発信及び相談窓口の設置運営等業務仕様書」及び本企画競争評価基準に基づき、企画提案書の内容を審査し、採点を行う。

委員は1つの企画提案につき100点満点で採点し、以下の①②の条件を満たす獲得点数の最も高い者を契約候補者とする。

- ①各委員の評価点合計の平均が60点を超えること
- ②評価基準のうち、「イベント等における情報発信（20点）」と「相談窓口の設置運営等（20点）」における各委員の評価点の平均が、12点を超えること

## 4 審査手順

- (1) 一次（書類）審査

多数の企画提案書の応募があった場合、評価基準に基づき、書類審査を行い、二次（ヒアリング）審査への参加者を3者程度に選考する。この際の選考方法は企画提案書のみを審査するものとする。

(2) 二次（ヒアリング）審査

一次審査通過者の企画提案書に係るヒアリングを行う。ヒアリング後、各委員は各企画提案書について採点を行う。

(3) 契約候補者の決定

上記(2)の得点に基づき、契約候補者を選定する。

## 5 採点の方法

委員は、提案に対し別添により、各項目について下記のとおり採点する。なお、間の点数は認めない。

(1) 10点満点の項目の場合

特に優れている→10点、優れている→8点、普通→6点、やや不十分→4点、不十分→2点、評価不能→0点

(2) 5点満点の項目の場合

特に優れている→5点、優れている→4点、普通→3点、やや不十分→2点、不十分→1点、評価不能→0点

## 6 最高得点者が複数となった場合（同点の場合）

契約候補者となるべき最高得点を得た者が複数あるときは、評価基準における「イベント等における情報発信」と「相談窓口の設置運営等」の合計点の得点が高い方を上位とする。

なお、これによっても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により契約候補者を選考する。

## 7 企画提案書の提出が1者からのみであった場合

「3 審査方法」で定める条件を満たす場合には、契約候補者として選定する。

## 8 評価基準

企画書作成事項		審査項目	配点
市民向け情報発信（15点）			
1	コラム （5点）	札幌市気候変動対策行動計画に掲げる5つの施策に関する内容で、市民にとってわかりやすく、行動変容が期待できるコラムとなっているか。	5
2	SNS （10点）	ターゲットを明確に設定した上で、適切な発信内容や方法、発信媒体を選定しているか。また、費用対効果を最大限発揮できるような情報発信計画が設定されているか。	10
イベント等における情報発信（20点）			
3	企画内容 （10点）	来場者にわかりやすく、親しみやすいデザインや内容等で、効果的に周知できる内容となっているか。	5
		実施場所ごとの来場者の年齢層や興味関心等に合った、効果的な実施内容を提案しているか。	5
4	会場選定 （5点）	効果的に目的を達成できる大型商業施設やイベントが選定されているか。また、各イベントの企画などと連携し、多くの集客が期待できるPRイベントとなっているか。	5
5	啓発品 （5点）	環境に配慮した製品であるか、啓発品を受け取ったことで行動変容につながることを期待されるものであるか。	5
コンテンツ作成（10点）			
6	パネル ・ 動画 （10点）	専門用語やカタカナ語を多用するなどせず、誰しもわかりやすいものとなっているか。	5
		札幌市気候変動対策行動計画に掲げる5つの施策に関する内容で、ナッジの知見が生かされており、市民等の具体的な行動変容促進につながるものとなっているか。	5
省エネセミナー・環境報告書展（10点）			
7	セミナー （5点）	札幌市における企業構造を理解し、企業が効果的かつ効率的に省エネへの取組を促すための実施手法や内容となっているか。	5
8	報告書展 （5点）	より多くの企業が出展するとともに、閲覧者の環境配慮行動を喚起できるものになっているか。	5
相談窓口の設置運営等（20点）			
9	相談窓口 （20点）	配置する相談員は、本市が求める条件に合致するものになっているか。	5
		事業者からの相談を効果的・効率的に、受けられる体制を構築できているか。	10
		相談した事業者が脱炭素活動を推進することが期待できるものとなっているか。	5
全般（25点）			
10	事業連携 （10点）	仕様書Ⅱ3に掲げる各業務について、相互での連携を図り、効果的・効率的な実施によるシナジー効果が期待できるものとなっているか。また、本市が掲げる将来目標の達成に向けて、中長期的な視点をもって業務実施するものとなっているか。	10
11	実施体制 （5点）	業務の内容について十分に理解し、業務を着実に遂行する適切な能力、経験、専門知識のある人員が配置されているか。また、業務の進め方や手法、スケジュールは適切に設定され、管理できるものとなっているか。	5
12	実績・費用 （5点）	国や地方自治体の同様の業務を実施した実績があるか。また、提案に対して見積内容は妥当であるか。	5
13	その他 （5点）	提案における独自性等について特筆すべきところがあれば加点（加点数は実施委員の裁量で決定）	5
合計			100

【採点基準】	5点満点の場合	10点満点の場合
特に優れている	5点	10点
優れている	4点	8点
普通	3点	6点
やや不十分	2点	4点
不十分	1点	2点
評価不能	0点	0点